



国民年金の任意保険料の控除について

問 今年度から国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料の控除及び収入認定除外の取扱いが認められるよう実施要領が改正されましたが、詳細について教えてください。

答

一 被保護者に対する国民年金の保険料の取扱いについて

国民年金の被保険者は、保険料を納付しなければなりません（国民年金法第八十八条）が、被保険者が被保護者の場合、生活扶助を受けている場合は、国民年金法第八十九条により保険料の納付は要しないものとなります（法定免除）。

また、生活扶助以外の扶助を受けている場合にも、国民年金法第九十条により、市町村長を経由し都道府県知事に申請して保険料の納付を要しないものとなることとなります（申請免除）。

保険料の納付を免除されている期間は年金受給権を得るために必要な

加入期間に算入され、保険料納付済期間、保険料免除期間、厚生年金等の合算対象期間の合計が二十五年（昭和三十一年四月一日までに生まれた者については、二十〇二十四年に短縮）以上ある場合は、老齢基礎年金の受給権が得られますが、保険料が免除されている期間については年金額の計算上は三分の一となります（図1参照）。

しかしながら、国民年金法附則第五条により日本国内に居住する六十歳以上六十五歳未満の者が都道府県知事に申し出て、被保険者となる場合任意加入は、前述した法定免除及び申請免除の規定は適用されません（同条第十項）こととなります。

二 改正の趣旨

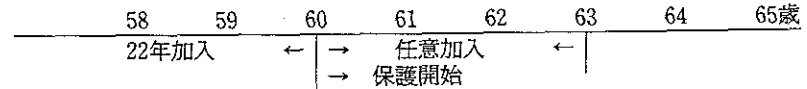
昭和三十六年から国民皆年金体制となり、その後、年金制度の体系的見直しが行われ、昭和六十一年からは国民年金が国民共通の制度となっており、
①被保護者であっても年金受給権を得る必要があること
②年金受給権を取得することは被保護者の自立助長に効果的であること

図1

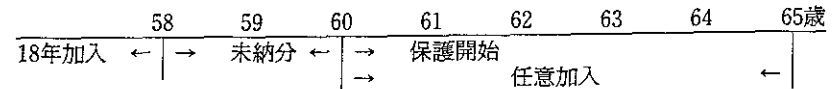
平成4年度
年金額 = $725,300 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数}) \times 1/3}{480 \{40年 (20 \sim 60歳) \times 12月\}}$
なお、「480」は昭和16年4月1日までに生まれた者は、「加入可能年数」×12となる。

図2

(例1) 仮に60歳の時点で保険料納付済期間と免除期間の合計が22年であった場合、63歳まで任意加入が認められることになる。



(例2) また、58歳までに保険料納付済期間と免除期間の合計が18年であり、58歳から60歳まで2年間の未納期間がある場合、未納分の納付と、60歳から65歳までの任意加入が認められる。



と

③年金の保険料が低所得世帯の日常生活上一時的に必要な特別資金に要する費用ということで、生活福祉資金（福祉資金）の貸付対象となつていないこと
等から、所要の改正を行ったものであります。

三 改正内容

前述したように、六十歳以上六十五歳未満の被保護者が国民年金に任意加入する場合は、法定免除及び申請免除の規定は適用されないことから、①年金受給権を得るために国民年金に任意加入する場合には、その保険料をその他の必要経費として当該世帯の全収入から控除できることとしました。

また、強制加入期間（二十歳以上六十歳未満）において、保険料を納めていなかった場合は、納入期限から二年間は免除期間を除いて未納分（延滞金を含む）を納付することができることから、②任意加入しただけでは加入期間が不足するため、過去の未納分を納付しないと年金受給権を得られない場合には、延滞金を含む過去の未納分の保険料についても当該世帯の全収入から控除することを認めることとしたものです（第七一三（五）一、第六の五十七）。

これら①及び②の措置はあくまでも年金受給権を得るためのものに限

って認められるものであり、将来の年金額を増やすためのものは認められないものであるので留意して下さい。

さらに、保険料は最長二年間分を前納すると割引になることから、③年金受給権を得るための分に限っては、前納も認めることとし、過去の未納分の納付や前納を行うための借入金についても、国若しくは地方公共団体により行われる貸付金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金であつて、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものについては、自立更生に充てられるものとして収入認定除外としています（第七一三（三）一、第六の四十一）。

この場合も将来の年金額を増やすためのものは認められません。

また、④借入金の償還金についても、償還が現実に行われていることを確認した上、当該世帯の全収入から控除できることとしています（第七一四（三））。

具体例を挙げれば、年金受給権を得るための加入期間が二十五年の者の場合、過去の保険料納付期間と免除期間等の合計が二十〇二十四年の場合には一〇四年の任意加入が認められます。また、過去の保険料納付済期間と免除期間の合計が十八〇十九年の場合であつて、未納分を納付することにより年金受給権が得られ

る場合には五年間の任意加入と未納分の納付が認められることとなります（図2参照）。

なお、任意加入期間は、保険料を滞納した場合、未納のように後日補填ができず、その時点で資格が喪失され、結果として、年金の受給権が得られなくなり、十分注意が必要となります。

また、年金制度には「追納」という制度がありますが、これは過去十年分の免除期間の保険料を納めることにより将来の年金額を増額するためのであり、年金受給権を得るための「未納分の納付」とは異なるので留意して下さい。

(参考)

国民年金法（昭和三十四年四月十六日法第一四一（抄））

(保険料の納付義務)
第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

第八十九条 被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。
二 生活保護法（昭和二十五年法

律第四百四十四号）による生活扶助又はらい予防法（昭和二十八年法律第二百四十四号）によるこれに相当する援助を受けるとき。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者から申請があつたときは、都道府県知事は、申請のあつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができ。ただし、世帯主又は配偶者にこれを納付するについて著しい困難がないと認められるときは、この限りでない。

二 被保険者又は被保護者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助又はらい予防法によるこれに相当する援助を受けるとき。

(附則)

(任意加入被保険者)
第五条 次の各号のいずれかに該当する者（第二号被保険者及び第三号被保険者を除く）は、第七号第一項の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。

二 日本国内に住所を有する六十歳以上六十五歳未満の者
十 第一項の規定による被保険者については、第八十九条及び第九十条の規定を適用しない。